

QRコードを利用したコンビニ納付手続の開始について

● 平成31年1月4日よりQRコードによるコンビニ納付が可能となります

平成31年1月4日より、自宅等において納付に必要な情報をいわゆる「QRコード」(PDFファイル)として作成・出力することによるコンビニ納付が可能となります。従来からもコンビニ納付については、税務署から交付又は作成されたバーコード付の納付書による納付は可能でしたが、今後は自身で作成したQRコードによる納付により、より速やかな納税が可能となります。この機会に是非ご利用ください。

コンビニ納付 (QRコード) とは・・・

自宅のパソコン等で作成したQRコードを使用し、国税庁長官が指定した納付受託者(コンビニエンスストア)へ納付を委託することにより国税を納付する手続です。

●利用方法は次のとおりです。

- ① 自宅等で作成・出力した「QRコード」(PDFファイル)をコンビニ店舗に持参
- ② いわゆるキオスク端末(「Loppi」や「Famiポート」)に読み取らせることによりバーコード(納付書)が出力
- ③ バーコード(納付書)によりレジで納付

●QRコードの作成・出力方法

(1) 確定申告書作成コーナーからの作成・出力(申告書とQRコードを併せて作成する方)

確定申告書等作成コーナーにおいて、所得税、消費税、贈与税の申告書を作成する際に、QRコードの作成を選択することで、申告書に併せて、QRコード(PDFファイル)を印字した書面が出力(作成)されます。

(注1) 作成したQRコード(PDFファイル)をスマートフォンやタブレット端末に保存し、画面に表示してキオスク端末に読み取らせることも可能です。

(注2) QRコードを作成するには、「住所・氏名等入力」画面において、「納付用QRコードを作成する」を選択(チェックボックスをクリック)する必要があります。

(注3) 確定申告書等作成コーナーの利用推奨環境は、「ご利用案内」、「推奨環境」等でご確認いただけます。

(2) コンビニ納付用QRコード作成専用画面(QRコードのみを作成する方)からの作成・出力

国税庁ホームページのコンビニ納付用QRコード作成専用画面において、納付に必要な情報(住所、氏名、納付税目、納付金額等)を入力することで、QRコード(PDFファイル)を印字した書面が出力(作成)されます。

(注1) 作成したQRコード(PDFファイル)をスマートフォンやタブレット端末に保存し、画面に表示してキオスク端末に読み取らせることも可能です。

●利用可能な税金の種類等

・利用可能税目(税金の種類)

全ての税目 ただし、所得税徴収高計算書により源泉所得税を納付する場合等、ご利用できない税目があります。

・利用可能額

30万円以下

●利用可能なコンビニエンスストア

- ・ローソン、ナチュラルローソン、ミニストップ(いずれも「Loppi」端末設置店舗のみ)
- ・ファミリーマート(「Famiポート」端末設置店舗のみ)

●利用可能時間

ご利用されるコンビニエンスストアにお問い合わせください。

●ご利用に当たっての注意事項等

・手数料

不要です。

・領収証書

発行されません(払込金受領証は発行されます。)

領収証書が必要な方は、最寄りの金融機関又は所轄の税務署の窓口で納付してください。

なお、金融機関及び税務署ではQRコードによる納付はできません。

・その他

コンビニエンスストアの窓口での納付にクレジットカード、電子マネーはご利用できません。

コンビニ納付をした場合、納付済の納税証明書の発行が可能となるまで、3週間程度かかる場合があります。

なお、国税庁ホームページでは、「コンビニ納付(QRコード)のQ&A」が公表されております。

詳細な点等、そちらも参考にしてください。